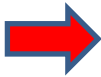


こんなハガキに**注意!**

このような表記は
しません



消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ) 2 8 3 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による**執行証書の交付**を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年2月1日

法務省管轄支局 国民訴訟告知管理センター

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

取り下げ等のお問合せ窓口 03-****-xxxx

受付時間 9:00~20:00 (日、祝日除く)

このような名称は
ありません



ハガキを送りつける詐欺の手口です。ハガキに記載された番号に電話をかけると、

「支払わないと訴訟になる」

などと言って、コンビニエンスストアで、

○ 電子マネーを購入させる

○ コンビニ決済をさせる

などして、お金を騙し取る手口です。

慌てて電話をかけないようにしましょう。

不安になった際には警察にご相談ください。